

PWN 継続団員募集！

2014年12月15日

フィルハーモニック・ウィーン・名古屋(PWN)では、今後継続的に当団オーケストラ活動に参加していただく団員を「継続団員」として募集しています。

【継続団員になると】

- ・演奏会参加費が、トータルで多少安くなります。
- ・通常団員のように一挙に演奏会参加費が請求されることがなく、また年2回予定している演奏会(番号付きのもの)毎の参加費も僅かですみます。
- ・演奏会の出演者数が少数に限られる場合は、優先的に出演する権利が得られます。
- ・継続的に参加することにより、オーケストラの運営や選曲等、活動に関する意見が団の執行部に対して話しやすくなります。

【継続団員として何が求められるか】

- ・2014年12月末以降偶数月末毎に、月額2,500円の2カ月分(5,000円)以上の活動費を下記のPWNの所定口座に納めていただきます。

銀行口座	みずほ銀行新所沢支店 普通預金 4517122
口座名義	フィルハーモニック・ウィーン・名古屋

※ 銀行口座は、会計整理の都合上、演奏会の種類毎に変更します。ご注意ください。

【その他】

- ・外部からの依頼演奏会や特別演奏会等は、全くの別会計で運営します。
- ・その他、詳しくは裏面のQ & Aをご覧ください。

制度に関する団員向け Q & A

Q1. 継続団員となるメリットは何でしょうか？

A 団員にとっては、継続的な参加を表明し継続団員となることにより、トータルとして、その演奏会だけに参加する通常団員より金銭的な負担がトータルでおトクになります。また通常団員のように後日一挙に多額の請求を受けるのではないので、負担感が軽減されます。さらに管楽器等、出演ポストが限られる場合は、優先的に出演する権利を保有することができます。また選曲や運営に対する意見が出しやすくなり、団の運営に参画しやすくなります。

一方、団にとっては、団の継続的活動を維持するために、演奏会毎の会計ではなく、継続して演奏活動に参加していただくことが中長期的には必要です。そのためには従来の団員の中でも、継続的に参加していただく方々を継続団員をとりわけ大切にしていくことに意義があります。

Q2. 継続団員となったことによる負担は？

A 偶数月末までに翌2か月分(当面5,000円)以上の額の振込の義務が生じる以外、負担になることは全くありません。

Q3. 継続団員になるにはどうしたらよいのでしょうか？

A 当面は、今後、第4回演奏会(2015年5月31日)までの間、できるだけ早期に、PWN第4回プロジェクトチーム(pwn4th_info@yahoo.co.jp)に、継続団員になりたい旨、メール等でご一報ください。そして、所定の期日(初回は2014年12月31日、以降偶数月の月末)までに、所定の団の銀行口座へ会費を納めてください。以降、2か月末までの所定の期日までに、定期的に忘れずに会費を納めてください。第3回演奏会以降に継続団員になることを希望される場合でも、同様の対応になります。

あまり振り込みの頻度が多いと手間がかかるので、今のところ偶数月の月末までに、少なくとも2か月分の5千円ずつ振り込んでいただくよう、お願いいたします。もちろん、振込手数料負担を軽減するために5千円以上の額を先払いすることも可能です。

Q4. 継続団員が、継続団員の身分のまま、都合により演奏会出演を辞退した場合は、どのような扱いになるのでしょうか？

A 辞退の時期にもよりますが、基本的には団として継続的維持に必要な経費分を役員会で定め、その額を控除した上で、その後に参加していただく演奏会参加費に充当します。

Q5. 継続団員の月額支払いが遅延した場合は、どうなるのですか？

A まず、期日を遵守していただくことが社会人としての基本です。残念ながら未払いの場合、会計からメールで催促を行い、月額会費納入の促進を図ります。それでも支払いいただけない場合は、役員会で、通常団員への移行について残念ながら議論してしまうことになると思います。大幅な支払い遅延があれば、実質上は通常団員と同じことになってしまうためです。ご理解ください。なお個々の支払い事情については、会計担当と相談してください。

Q6. 継続団員の退団の扱いは？また継続団員から通常団員への変更は？

A PWN第4回プロジェクトチーム宛てに、継続団員を辞める旨、メール等でご一報ください。当該月末までの支払いを以って会費の過不足を精算します。なお通常団員の身分として引き続き留まる場合、つまり通常団員への変更は、Q4と同様の対応を役員会で協議し、その演奏会の通常団員参加費の一部として、そのまま充当します。